

所有標章等の使用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）が所有する標章等の使用を第三者に承認するための基準を定める。

(標章等)

第2条 本規程で、標章等とは次のものをいう。

- (1) 本連盟が特許庁に対し登録した文字、図形、記号、マーク及びマスコット・キャラクター等の商標または意匠
- (2) 「公益財団法人日本水泳連盟」、「日本水泳連盟」「日水連」もしくは「J A S F」の文字

(「使用」の定義)

第3条 本規程の「使用」とは、一般の日刊新聞又は雑誌等の定期刊行物若しくは放送で純粋の報道として水泳又は水泳競技その他本連盟の事業活動を伝える場合に使用する以外の態様による標章等の使用一切をいう。

(「使用」の承認)

第4条 本連盟は、その事業の目的に照らし必要かつ有益と判断したときは、期間を定めて標章等の使用を承認することができる。

- 2 本連盟は、次の態様による使用については、無償による使用を承認することができる。
 - (1) 公認競技会のプログラム、ポスター（広告を除く。）への掲載
 - (2) 一般の刊行物、映画又は放送で水泳及び水泳競技の歴史、記録あるいは技術などを紹介し教育的価値のあるもの若しくは公益性の高いものにおける使用
 - (3) 施設、用器具のうち、本連盟が公認又は推薦したものにおける使用
 - (4) 競技役員への配布品、記念品など本連盟の加盟団体が無償で配布するものにおける使用

(承認申請)

第5条 標章等の使用の承認を受けようとする者は、本連盟に対し別紙に定める様式による使用承認申請書を提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本連盟の加盟団体が標章等を自己の名称に付して使用する場合及びその主催する公式競技会の賞牌、役員の服装、プログラム又はポスター（いずれも広告を除く）に使用する場合は本連盟の承認を要しない。

(使用承認の範囲)

- 第6条 前条第1項により承認申請を行う場合、使用承認申請書には、使用しようとする標章等のレイアウト、スケッチ、原稿その他本連盟の要求する資料を添えなければならない。
- 2 使用承認申請書の記載内容又は前項の提出資料と異なる態様での標章等の使用は無断使用とみなす。

(使用番号の明示)

- 第7条 標章等の使用にあたっては、本連盟の承認番号を明示しなければならない。
- 2 承認番号は「JASF－(西暦年度末尾2桁)－(番号)」とする。

(標章等の無断使用等)

- 第8条 本連盟の承認を受けることなく標章等を使用した場合は、無断使用として本連盟は使用者に対し使用の即時中止の申し入れを行う。
- 2 使用者が無断使用に及んだとき又は使用の態様が本連盟の名誉・信用・イメージ・ムーブメントに損害を与える等不適切な態様であったとき、その他使用者が本規程又は本連盟が定めるガイドラインやマニュアルを遵守しなかったときは、本連盟は使用者に対し、その態様に応じ、次のうち1つ以上の制裁を課すものとする。
- (1) 標章等使用承認の取消し
 - (2) 3年以上の標章等使用禁止
 - (3) 標章等を使用した物件の回収
 - (4) 日刊新聞への謝罪広告掲載

(マニュアル・ガイドラインの策定)

- 第9条 本連盟は、本連盟が必要と判断した場合、標章等の全部又は一部に関するガイドラインやマニュアルを別途策定する。

(改 廃)

- 第10条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

附則 2 本規程は、2024(令和6)年10月12日より一部改定施行する。

(別紙)

標章等使用承認申請書

年 月 日

公益財団法人日本水泳連盟 御中

住所又は所在地

氏名又は名称

印

貴連盟の標章等について、下記のとおり使用承諾を申請します。

1 使用する標章等の名称

2 標章等の使用目的・態様

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 添付資料

以上